自治体アンケート調査の結果等(汚染廃棄物に関する部分)について

岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県及び静岡県 249 自治体に汚染廃棄 物に関するアンケートを送付したところ、190 自治体(回収率 76.3%)から、以下のような意見の提出があった。

【指定廃棄物】 注:表中(福島県内自治体)は、福島県及び福島県内の市町村からの意見。

表中(関係5県内自治体)は、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県及び群馬県並びに各県内の市町村からの意見。

記載の無いものは、両者に共通する意見。

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
1. 処理の基本的な	【基本方針】	【基本方針】
考え方	・基本方針を変更することなく、指定廃棄物が排出された	○ 指定廃棄物の処理については、平成23年11月に閣
	都道府県内において、速やかかつ確実に指定廃棄物の処	議決定した放射性物質汚染対処特措法(以下「特措法」
	理を進める必要がある(福島県内自治体)。	という。) の基本方針に基づき、指定廃棄物が排出され
	・基本方針を見直し、指定廃棄物を拡散せず、国内1か所	た都道府県内において行う方針としています。
	(例えば、東京電力敷地内) に集約し最終処分を行うこと	○ 指定廃棄物の処理に関し、東京電力福島第一原子力
	(関係5県内自治体)。	発電所がある福島県に集約して処理すべきという意見
	・特措法及び基本方針について、まずは国による自己評価	もありますが、原発事故により大きな被害を受け、復
	を公表すべき(関係5県内自治体)。	興・帰還に向けた懸命な努力を行っている福島県に対
		し、他県の指定廃棄物を集約して引き受けるという負
		担を強いることは到底理解が得られないと考えていま
		す。したがって、現行の基本方針で定めた各県処理の
		考え方を見直す予定はありません。
	【県内1ヵ所での集約処理】	【県内1ヵ所での集約処理、分散保管】
	・県内に分散保管されている指定廃棄物を1ヵ所に集約	○ 現在の一時保管を継続する考えについては、一時保
	し、国の管理のもと保管できる処理施設等の候補地選定	管がひっ迫している状況や、台風や竜巻などの自然災
	の早期実現をお願いしたい (関係5県内自治体)。	害のおそれがあることに鑑みると、安全な管理の実現
		のためには、県内1ヵ所に集約して管理することが望

【分散保管】

・処分地を1ヵ所に整備することについて地元の同意を得ることは難しいことから、現在の保管状況を維持し、安全性を強化した上で分散保管し、放射能が減衰してから通常の廃棄物として処分すべき(関係5県内自治体)。

【市町村長会議での議論の尊重】

・これまでの市町村長会議等の検討経緯や会議において各 市町から出された意見や要望を尊重した対応をお願いし たい(関係5県内自治体)。

【その他】

・最終処分場の建設が困難であれば、最終処分場建設以外 の方法も検討願いたい(関係5県内自治体)。

2. 処理・搬出の迅 速化

- ・指定廃棄物の保管が長期間になっており、負担や住民不安が増大している。指定廃棄物の処理について、国による速やかな処理や搬出を求める。そのための国の体制の強化、必要な処分場や中間貯蔵施設の整備・供用の開始を早急に行うべき(福島県内自治体)。
- ・国は、地元の意向を踏まえながら、誠意をもって対応し、 国の責任において早期に処理して欲しい(関係5県内自 治体)。

ましいと考えています。なお、とりわけ栃木県や宮城県に多く一時保管されている稲わらや牧草などの農林業系のものについては、腐敗しやすく、長期にわたり減衰を待つようなものではないことに加え、農家の方々の敷地などに一時保管されているものが多数あるため、一時保管を継続することは適切ではないと考えます。

【市町村長会議での議論の尊重】

○ 市町村長会議で議論を行った結果を尊重し、各県内 における指定廃棄物の処理の課題に取り組んでまいり ます。

【その他】

- 現在、地元の方々のご意見に丁寧に耳を傾け、地元の方々のご質問に一つひとつお答えすることを通じて、ご理解を得られるように努めているところです。いずれの県においても、引き続き、県や市町村の当局を始め、地元の方々に対して誠意をもって対応し、指定廃棄物の処理が進むよう努めてまいります。
- 福島県内で発生した指定廃棄物については、その濃度に応じ、フクシマエコテック又は中間貯蔵施設に搬入する計画です。同県内の指定廃棄物の処理が着実に進むよう、引き続き、ご地元のご懸念を十分に踏まえつつ、ご地元への説明・対応を丁寧に進めてまいります。
- 指定廃棄物が多量に発生し、特に保管状況がひつ迫 している関係5県においては、長期管理施設を確保す

		べく早急な対応が必要と考えています。当面、長期管
		理施設の詳細調査候補地を公表した県においては、施
		設の必要性・安全性などについて地元の皆様のご理解
		が得られるよう、丁寧に説明させていただくことが重
		要と考えています。引き続き、こうした努力を続ける
		ことにより、指定廃棄物の処理が着実に進むよう、尽
		力してまいります。
3. リスクコミュニ	・指定廃棄物の処理の実施や処理施設、処分場の設置や候	○ 指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している
ケーション・住民	補地の選定にあたっては、地域住民、近隣住民の不安や	県においては、国が必要な施設を確保することにより
説明・情報の公開	懸念を払拭し理解を得ることができるよう、疑問に丁寧	指定廃棄物の処理を進めることとしています。
	に答え、十分に丁寧な説明を行っていただきたい(関係	○ そのためには、施設の必要性・安全性などについて
	5 県内自治体)。	地元の皆様のご理解が得られるよう、丁寧に説明させ
		ていただくことが、何よりも重要であると考えており
		ます。
		○ 例えば、宮城県や栃木県については、県民向けのフ
		ォーラムをそれぞれ 2 回開催し、また、千葉県につい
		ては、詳細調査候補地が所在する千葉市において、市
		当局や市議会での説明、意見交換を進めているところ
		です。
		○ 引き続き、こうした努力を続けることにより、指定
		廃棄物の処理が着実に進むよう、尽力してまいります。
	・処理に向けた処理方針の明確化や工程表の公表等をお願	○ 指定廃棄物の処理については、平成 23 年 11 月に閣
	いしたい(関係5県内自治体)。	議決定した特措法の基本方針に基づき、指定廃棄物が
	・情報は迅速に公開していただきたい(関係5県内自治	
	体)。	す。
	11 / 0	^。 ○ また、長期管理施設の候補地選定に当たっては、平
		成25年2月に選定プロセスを大幅に見直して以降、関
		「

手順を踏むものとなっています。こうした手順を進る中で、地域毎に実情も大きく異なることから、現点で具体的な工程表を作成することは困難であるとえています。なお、長期管理施設を設置しない県にきましては、地元自治体と相談しつつ、引き続き対を検討していきたいと考えています。 「指定廃棄物の処理については、新聞広告やテレビM、環境省のホームページ等を通じて、国の考え方を周知してきたところです。 「また、仮置場については、地下水放射性物質濃度粉じん濃度、敷地境界空間線量率、仮設焼却施設に	時考の応の等し
えています。なお、長期管理施設を設置しない県にきましては、地元自治体と相談しつつ、引き続き対を検討していきたいと考えています。 ○ 指定廃棄物の処理については、新聞広告やテレビ M、環境省のホームページ等を通じて、国の考え方を周知してきたところです。 ○ また、仮置場については、地下水放射性物質濃度	つ応の等・
きましては、地元自治体と相談しつつ、引き続き対を検討していきたいと考えています。 「指定廃棄物の処理については、新聞広告やテレビ M、環境省のホームページ等を通じて、国の考え方を周知してきたところです。 「また、仮置場については、地下水放射性物質濃度	心 C 等
を検討していきたいと考えています。 ○ 指定廃棄物の処理については、新聞広告やテレビ M、環境省のホームページ等を通じて、国の考え方 を周知してきたところです。 ○ また、仮置場については、地下水放射性物質濃度	C 等
を検討していきたいと考えています。 ○ 指定廃棄物の処理については、新聞広告やテレビ M、環境省のホームページ等を通じて、国の考え方 を周知してきたところです。 ○ また、仮置場については、地下水放射性物質濃度	C 等
M、環境省のホームページ等を通じて、国の考え方を周知してきたところです。 ○ また、仮置場については、地下水放射性物質濃度	等
を周知してきたところです。 〇 また、仮置場については、地下水放射性物質濃度	
○ また、仮置場については、地下水放射性物質濃度	
	•
いた。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	·
	つ
いては、排ガス、焼却灰や地下水等の放射性物質濃厚	<u>.</u>
敷地境界空間線量率の環境モニタリングデータを公	表
しているところです。	
4. 国等の責任・国は、自治体の意見を尊重しながら、指定廃棄物の処理、 ○ 指定廃棄物の処理については、特措法第19条の規	定
最終処分まで責任を持って行う必要がある。 に基づき、国が処理を行うこととなっています。環	竟
・指定廃棄物の保管については、国が直接保管し管理する 省としては、これを踏まえ、引き続き、責任を持っ	7
こととしていただきたい(関係5県内自治体)。 指定廃棄物の課題に取り組んでまいりたいと考えて	۱۱)
・指定廃棄物の最終処分場設置については、国の責任におます。	
いて判断すべき (関係5県内自治体)。	
・指定廃棄物最終処分場建設にあたっては、候補地選定、	
地元協議などについて、国による積極的な関与を望む	
(関係 5 県内自治体)。	
・国や東電の姿が見えないという声が県に寄せられている	
(関係 5 県内自治体)。	
・指定廃棄物発生の原因者責任を明確にすること(関係5	
県内自治体)。	

設置 (関係5県内 自治体)

- 5. 長期管理施設の · 設置に反対する。
 - ・住民の理解が得られる場所に設置をすべき。
 - 住民への影響がない場所に処分場を設置することが望ま しい。
 - 指定廃棄物を保管していない市町村を候補地とすべきで はない。
 - ・防衛施設(演習場)周辺の緩衝緑地には建設すべきでは ない。
 - ・候補地選定に当たっての水源との近接状況の評価に際し ては、自然環境の変化等により水の流れが変わる場合へ の思慮が必要。
 - ・候補地選定に当たっての評価項目の「保管量の多さ」に ついては、特定の市町村に負担が増えるため外すべき。
- 6. **安全性確保・維** ・焼却に伴い排ガス中の気化した放射性セシウムについ て、大気中に放出されないように十分な対策をお願いし たい (関係5県内自治体)。
- 宮城県、栃木県、千葉県においては、数度にわたる 市町村長会議での議論を経て各県の実情に応じた詳細 調査候補地の選定手法を確定しており、尊重されるべ きものであると考えています。この選定手法に基づき 選定作業を行った結果、宮城県においては3ヵ所、栃 木県、千葉県においてはそれぞれ1ヵ所、長期管理施 設の詳細調査候補地を公表しました。今後、詳細調査 を実施し、得られた結果を基に有識者による評価を行 うこととしており、最終的には、その結果を踏まえて 環境省が各県毎に1ヵ所の候補地を提示することとな っています。
- 廃棄物中の放射性セシウムは、焼却時に 800℃以上 の高温で一部気体となりますが、その後 200℃以下に 冷却することにより固体状態となり、ばいじんとして バグフィルターに捕集されます。
- バグフィルターは、これまでもダイオキシン対策に おいて、微小なばいじん粒子まで高度に除去できる設 備として数多くの実績を有しています。
- バグフィルター前後の排ガス測定を実施したとこ ろ、検出下限を下げた精密測定においても多くの場合、 バグフィルター後に放射性セシウムは検出されず、ほ ぼ完全に除去できる性能であることを確認していま す。なお、通常の測定の検出下限値は、排出後の一般 環境中の基準の 10 分の 1 以下に相当する 2 Ba/㎡で あり、多くの施設の実測値すべてが不検出となってい

持管理

	ます。
	○ 国が設置する仮設焼却炉においては、定期的に排ガ
	スを測定し、その結果をホームページなどで公表する
	こととしています。
・処分場の確保にあたっては安全確保に万全を期していた	○ 国が設置する長期管理施設においては、コンクリー
だきたい(関係5県内自治体)。	トで二重に囲んだ堅固な構造とするほか、止水性のあ
	る混合土で施設の上部を覆うなどして雨などの浸入を
	防止します。
	めエしょり。 ○ また、搬入した廃棄物の間に土壌などを充填し、放
	射線を遮蔽します。
	○ さらには、施設の定期的な点検・診断を行い、必要
	に応じて補修を行います。また、敷地周辺の空間線量
	率や地下水の水質などを定期的に測定し、その結果を
	ホームページに公表するなど、管理を徹底して行いま
	す。
・長期間、安定した維持管理をお願いしたい(関係5県内	○ 国が設置する長期管理施設においては、災害や事故
自治体)。	に備え、長期間にわたって、維持管理を継続します。
	○ 長期管理施設の敷地周辺の空間線量率や地下水の水
	質などを定期的に測定し、その結果をホームページに
	公表します。
	○ 100 年以上の耐久性を持つ施設を造ります。その際
	には、シミュレーション解析を踏まえ、考えられる最
	大級の地震に対しても倒壊、崩壊しない施設を造りま
	す。
	○ なお、地震時は、周囲の確認を行うとともに、管理
	点検廊などにおいて、コンクリートの亀裂の有無等の
	確認を行います。施設の異常が見つかった場合には、
	すみやかに補修するなど、敷地外への漏出防止に万全

		を期します。
	・最終処分場における埋立て完了後、安全に当該土地の有	○ 本年4月 13 日の第8回指定廃棄物処分等有識者会
	効活用ができるようにしていただきたい(関係5県内自	議において、濃度レベルに応じた指定廃棄物の処理方
	治体)。	法に関して、放射能濃度が十分に下がった場合の施設
		管理のあり方として、①一定濃度低減後、県内の公共
		工事等で再利用する案、②一定濃度低減後、県内で処
		理する案、③長期にわたり管理を継続し、安全になっ
		た段階で跡地を有効利用する案、という3つのオプシ
		ョンを示すとともに、各オプションの留意事項を示し
		ました。
		○ どのオプションを採用するかについては、ある程度
		時間が経った段階で、施設が所在する自治体や住民の
		御意向を踏まえて、再度詳細に方針を検討する予定で
		す。
7.調査研究・技術		○ 調査研究・技術開発については、環境省において、
開発	内自治体)。	汚染廃棄物処理も含めた新技術の実証試験を行い、そ
	・研究の継続的な実施をお願いしたい。	の有効性を評価・公表する、「除染・減容等技術実証事
		業」を実施しています。こうした取組により、今後と
		も活用し得る有望な汚染廃棄物処理に関する新技術を
- 16-4-4-4-1/ - 16-		評価していきます。
8. 指定廃棄物の指	・指定廃棄物の指定手続きに時間がかかりすぎている。手	
定について	続きの迅速化、簡素化をお願いしたい。	廃棄物の性状や保管状況によって要する時間が異なる
		ことを何卒ご理解いただければと思います。なお、通
		常は、概ね3ヶ月程度要しています。
9. 指定解除等	・指定廃棄物の放射能濃度が 8,000 ベクレル/kgを下回っ	○ 指定解除の手続きについては、既に幾つかの自治体
	た時点で通常処分を行うことができるための、指定解除	から「指定解除により処理が円滑に進む」とのご指摘した。
	手続きの整備を早急に行うこと。	や指定解除の要請があることを踏まえ、環境省におい
	・指定解除後の処理責任についても国が引き続き負うもの	て、検討を進めているところです。なお、指定を解除

	とするなど、指定解除後の当該廃棄物の処理先の確保が	した後の廃棄物は、法律上の処理責任の主体が国では
	困難とならないような制度設計とすること (関係 5 県内	なくなることを踏まえ、解除の要件をどのように設定
	自治体))。	すべきか等の課題があります。
	ロロ体力。 ・放射線量の減衰予測や定期的な測定により、国は指定廃	○ 指定廃棄物の減衰について、環境省が現地確認を行
	棄物の減衰状況を確認すること(関係5県内自治体)。	う際に、主要な一時保管場所において、空間線量率の
		計測を行っております。また、自然減衰によって指定
		廃棄物の内容が変わりうることについて注視すべきと
		考えており、これらの状況を把握するために、どのよ
		うな対応が適切か、現在、検討しているところです。
10. 農林業系廃棄	・農林業系廃棄物(指定廃棄物を含む)は一時保管されて	○ 農林業系廃棄物が農地等で一時保管されている状況
物	おり、周辺への影響等が懸念されるため、その減容化施	にあり、営農等の支障になるとともに、腐敗等による
	設について住民の理解促進の取組を継続し、早期に整備	生活環境への影響が懸念されることから、国としても、
	を図る必要がある(福島県内自治体)。	早期に減容化処理を行い、性状の安定化を図ることが
		必要であると考えています。このため、その減容化施
		設の設置に向けて、候補地周辺の住民の方々に、施設
		の必要性、安全性等をご理解いただけるよう、引き続
		き丁寧な説明に努めてまいります。
1 1. 側溝汚泥	・除染業務で対応できない 0.23µ Sv/h 以下で 8,000 Bg/kg	○ 除染等により側溝の堆積物を除去したものであっ
	超の側溝汚泥の撤去及び処理に対し、国による指定廃棄	て、除去された物が土砂として捉えられるものではな
	物の処理方針の明示、汚泥撤去費用の負担に対する市町	く、泥状である場合には、廃棄物である汚泥に該当す
	村への財政措置をお願いしたい(福島県内自治体)。	ることとなります。この場合、放射性物質の濃度が 8,
		000Bg/kg以下の汚泥は、従前と同様の処理方法により
		処理することが可能であり、廃棄物処理法に基づく排
		出事業者責任の下で、産業廃棄物処理業者等に処理を
		委託するなどにより、適正に処理する必要があります。
		他方、8,000Bq/kg を超え、環境大臣の指定を受けたも
		のは、指定廃棄物として国が責任を持って処理を行う
		こととなっています。

12. 財政措置	・指定廃棄物の一時保管を行うための施設、保管の際に遮	○ 環境省としては、指定廃棄物を安全かつ適正に保管
	へいに要した資材の処分、保管場所の現状復旧のために	していただけるよう、必要に応じ一時保管に要する経
	必要な措置等について、国が財政措置を講ずること。	費について支援をしているところです。今後は指定廃
		棄物の処理の状況を踏まえ、遮へいに要した資材の処
		分等についての財政支援についても検討してまいりた
		いと考えています。
13. 地域振興·風	・地元の要望を反映した地域振興策を着実に実施し、風評	○ 風評被害を防止するため、まずは、長期管理施設の
評被害対策	被害の未然防止に万全を尽くし, 万一風評被害が生じた	必要性や安全性などについて、幅広く丁寧にご説明し、
	場合は国が責任を持って対応していただきたい(関係5	皆様のご不安やご懸念を払拭することが重要と考えて
	県内自治体)。	います。このため、これまで新聞広告やテレビ CM、
		環境省のホームページ等を通じて周知に努めていると
		ころです。
		○ 今後も、指定廃棄物の安全な処理についてご理解が
		│ │ 得られるよう、皆様のご関心に沿った情報発信を行う
		- ことにより、風評被害の防止に努めてまいります。
		○ なお、長期管理施設の設置により、万が一、風評被
		害が生じた場合には、地元自治体とご相談の上、連携
		して、国として可能な限りの対策を講じてまいります。
		○ また、地域振興策については、本年度予算において、
		関係5県で長期管理施設を設置する場合の周辺地域振
		興等を支援する予算を計上しており、長期管理施設を
		設置することになる地元自治体と相談し、地元のご要
		望にきめ細かく対応したいと考えております。
1 4. 検討会	・審議の公正・透明性を保つ観点から、有識者会議委員と	○ 本検討会の委員については、「中央環境審議会」、除
	特措法施行状況検討会委員の重複委嘱に疑義を感じる。	染について議論していただいている「環境回復検討
	検討会委員委嘱には西・東日本の地域的なバランスや、	会」、汚染廃棄物について議論していただいている「放
	専門的知見のバランスに配慮されるべき(関係5県内自	射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会(以下「安
	治体)。	全対策検討会」という。)」の委員から、専門分野のバ
1		

	・現地に足を運ばれたうえで住民の声を吸い上げるなど現 実を直視し、現状に即した内容で議論を深めて頂きたい (関係5県内自治体)。	
15. その他	・国は、自治体の意見等を尊重し、誠実に対応すべき(関係5県内自治体)。	○ 今回のアンケート調査は、本検討会での議論の参考 とするためのものであり、委員の先生方には自治体か ら出された意見も踏まえて検討を行っていただくた め、検討会資料として整理・提示しているものです。

【対策地域内廃棄物】

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
1. 帰還困難区域に	・帰還困難区域についても早期に処理方針を明確するこ	○ 帰還困難区域全体の取扱いについては、政府全体の
おける処理方針	と。	方針として、放射線量の見通し、今後の住民の方々の
		帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏ま
		え、政府として地元と検討を深めていくこととしてい
		ます。
		○ 帰還困難区域における廃棄物処理については、これ
		らの検討の結果を踏まえて必要な対応を行ってまいり
		ます。
2. 事業系廃棄物	・平成24年4月13日に施行された規則改正について、	○ 事業活動を再開するために排出された廃棄物や建設
	対策地域内廃棄物から除外するのは、再開された事業	副産物等の事業活動に伴い発生する廃棄物は、産業廃
	活動から生じたものに限定して解釈、運用するべきで	棄物もしくは事業系一般廃棄物と整理される廃棄物で
	あり、事業活動を再開するために排出された廃棄物(コ	あり、事業者の責任で処理を行っていただくこととな
	ンビニエンスストア等の事業再開に伴って排出される	ります。
	廃棄物、工場内に残置された廃棄物、住宅等修繕廃棄	○ 環境省としても、引き続き、福島県、福島県産業廃
	物)は除外すべきでない。	棄物協会及び双葉地方広域市町村圏組合等と連携し
	・施行規則第3条第2号の規定を「避難指示が解除され	て、処理が滞らないよう取り組んでまいります。
	た後に生じた廃棄物」に改めるべき。	
	・事業系廃棄物については、家庭から出る一般廃棄物と	
	同様に処分すること。	
	・引取先のない建設副産物の処分方法を確立してほしい。	
3. 処理スケジュー	・各市町村の状況を踏まえた処理スケジュールと終期目	○ 市町村毎の処理進捗状況や個別の事情を踏まえ、検
ル	標を早期に示すこと。	討してまいります。
4. 動物の死体処	・一時埋却された動物の死体については、対策地域内廃	○ 法令上、事業活動に伴って発生した廃棄物は、発生
理	棄物として速やかに適正な処分を行う必要がある。	した時点が平成24年4月13日以前か以降かで、対策

		地域内廃棄物か事業系廃棄物のどちらに整理されるか が変わります。その点を踏まえ、一時埋却された動物 の死体の処理の取り扱いについては、関係者間で協議 を重ねているところであり、合理的な解決に向けて、 引き続き、調整を進めてまいります。
5. 旧警戒区域内の 漁場がれき	・福島第一原子力発電所から半径20kmについては、 警戒区域の指定を解除されているが、当該区域の漁場 を復旧させるため、国の責任によるがれきの撤去及び 処分を特措法に位置づける等、処理スキームを構築す ること。	○ 漁場がれきは、事業者の責任で処理を行っていただく産業廃棄物となります。○ 引き揚げられたがれき等について処理先が見つからない場合には、福島県産業廃棄物協会を通じてマッチングを行う事も可能と聞いているので、同協会にご相談ください。
6. その他	・町内で発生する生活ごみについては、国による早急な 対応をお願いしたい。	○ 一時帰還に伴い発生する家の片付けごみについては、対策地域内廃棄物として環境省で回収を実施しているところです。一方、帰還された後に生活に伴い発生する生活ごみについては、一般廃棄物として市町村で回収を行っていただくこととなります。

【特定一般廃棄物・特定産業廃棄物】

	\. \. \. \. \. \. \. \. \. \. \. \. \. \	TELIX 小 0 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
1. 特定一般廃棄	・特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物を含む 8,000Bq/	○ 安全評価により、周辺住民と作業者双方の安全を確
物・特定産業廃棄	kg以下の汚染された廃棄物(浄水発生土(汚泥)、道路	保でき、特別な管理を必要としない放射能濃度として
物の国による処理	側溝汚泥、農業系等の事業系廃棄物等)についても、	8,000Bq/kg 以下という基準が定められています。この
又は処分先の確保	8,000Bq/kg超の廃棄物と同様に国が責任を持って処	ため、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物につい
等	理又は処分先の確保等を行うことにより処理を推進すべ	ては、廃棄物処理法に基づき、従来と同様の処理方法
	きである。	による処理が可能です。
	・国として、8,000Bq/kg 以下の汚染された廃棄物(建設	○ 放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、
	副産物等)に係る処分方法や安全性等の周知・確立をす	多くの市町村や廃棄物処理業者等の努力により、適正
	べきである。	な処理が進んでいると考えていますが、未だ地域の理
		解が得られず、処理が滞っている地域もあることから、
		国としても、8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理の促進
		に、引き続き、しっかりと取り組むことが重要と考え
		ています。
		○ これまで、ホームページ、パンフレット、会議や通
		知等により 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理の安全性
		の周知を図るとともに、関係自治体・関係省庁等と連
		携し、早期処理に向けて取り組んできました。今後も、
		こうした取組を通じ、廃棄物の処理が進むよう一層努
		力してまいります。
2. 特定一般廃棄物	・市町村等が実証事業を行う場合や独自の安全対策を講	○ 8,000Bq/kg 以下の汚染された廃棄物の処理におい
及び特定産業廃棄	じた場合に要する経費に対する財政支援をお願いした	て、放射性物質による汚染が原因で通常の処理に対し
物の処理に係る財	V'o	て追加的な負担が発生した場合は、東京電力への求償
政支援	・8,000Bq/kg以下の焼却灰の収集・運搬費用について	の対象となります。
	も、国費で認めてほしい。	○ これらの求償については、東京電力と調整の結果、

- ・道路側溝汚泥の撤去費用の負担に対する市町村への財政措置をお願いしたい。
- ・8,000Bq/kg以下の廃棄物約 200 t が、住民の反対により一般廃棄物最終処分場に搬入できない状況である。そのため仮保管場所の設置等に関する経費について、国の全面的な財政支援をお願いしたい。
- ・廃棄物処理処理法に基づく維持管理に加え、特措法に 基づく維持管理基準を遵守するために、財政的支援を求 める。
- ・特措法に基づき、最終処分場に水密性のアスファルトを施す覆土工事を行ったが、補助金事業としてのメニューがなく、一般財源での対応となったため、補助金事業等として実施できるよう財政上の措置を検討していただきたい。
- ・農林業系廃棄物処理加速化事業について,汚染廃棄物の保管がひっ迫する一方で,処理がほとんど進んでいない状況であるため,汚染廃棄物がなくなるまで事業を継続するべき。

東京電力から個別の市町村又は排出事業者に対する説明を行い、個別に賠償請求をしていただく整理となっているものです。

○ なお、8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物については、従来から廃棄物としての処理が行われてきたものと異なり、これまで循環利用されてきた稲わら、牧草等が事故由来放射性物質に汚染されたことにより、大量に発生したため、「農林業系廃棄物の処理加速化事業」(補助率 1/2、残りの地方負担分は震災復興特別交付税の算定対象)により市町村等がその対処を行う場合の財政支援を行うことで、その処理を推進しています。本事業については、次年度以降においても必要な支援が行えるよう努力してまいります。

3. 特定一般廃棄物 及び特定産業廃棄 物の要件の見直し

【総論】

・汚染対処特措法における特定一般廃棄物及び特定産業 廃棄物の必要性に係る検討や要件の見直しをするべきで ある。

【各論】

・浄水場より発生する廃棄物(天日乾燥汚泥)が特定産業廃棄物に区分されることが副次産物として利用することへの障害となる懸念があり、副次産物としての利用が

- 要件見直しについては、特措法施行後、平成 24 年に 実施したところですが、その後、自然減衰により特定 一般廃棄物及び特定産業廃棄物の放射性物質濃度は低 下傾向にあります。
- このような状況を踏まえ、今後、知見を集積、整理 し、安全対策検討会において検討する予定です。

	再開できるように国としての対応をお願いしたい。	
	・宮城県における稲わらや側溝の汚泥等にまで、特定一	
	般廃棄物及び特定産業廃棄物の対象範囲を拡げて欲し	
	V'o	
	・栃木県の焼却施設から発生するばいじんについては、	
	放射能濃度が低減している現状を踏まえ、当該ばいじん	
	を特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外してほしい。	
4. 最終処分場の維	・最終処分場の放流水、地下水の放射性物質濃度を毎月	○ 放流水や地下水中の放射性物質濃度の定期的な測定
持管理基準の見直	測定していますが、今まで検出されたことがありません。	は、適切な埋立処分がなされていることを入念的に確
L	過去何年間にわたって、検出されない場合には、測定を	認するため、特措法に基づく維持管理基準に定められ
	免除するという規定をもうけるなどの検討をお願いした	たものですが、一方で、数年に渡り検出されない場合
	V,	など、データや知見が蓄積されてきたことから、今後、
		特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の管理のあり方を安
		全対策検討会で検討していく予定です。
5. 最終処分場の廃	・最終処分場の埋立終了後から閉鎖まで、放射性物質濃	○ 特定一般廃棄物等の埋立中や埋立終了時の措置につ
止基準の設定	度測定はいつまで行うべきなのか、また、当該処分場の	いては、廃棄物関係ガイドライン(平成 25 年第 2 版)
	跡地利用についての明確な方針が国から示されていない	に示しているところですが、埋立終了後から閉鎖に至
	など、補完していかなければならない事案が多々あると	る管理や廃止基準については整理が必要と考えていま
	思う。ついては、それらの把握に努めていただき対応を	す。
	お願いしたい。	○ 放射性物質により汚染された廃棄物が埋立処分され
	・廃棄物処理施設である焼却施設から排出されるばいじ	た最終処分場の実態については、継続して調査を実施
	んは、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物となるが、特	しており、その調査結果を踏まえ、今後、当該最終処
	定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を受け入れた最終処分	分場の管理のあり方等について安全対策検討会で検討
	場の廃止基準は未だ示されていない。今後、埋立終了の	していく予定です。
	時期が来る最終処分場もあるため、廃止基準を速やかに	

	示すべき。	
	・特定一般廃棄物を埋め立て処分した最終処分場におけ	
	る軽微な変更、変更、廃止等に関する手続き、基準を明	
	確にすべき。	
6. 除染廃棄物の処	・除染で発生した可燃性廃棄物(牧草等)の減容化を行	○ 安全評価により、周辺住民と作業者双方の安全を確
理	う施設が無く、仮置場の増設も困難であり、仮置場容量	保でき、特別な管理を必要としない放射能濃度として
	にも限界があることから、国が飯舘村に設置する仮設焼	8,000Bq/kg 以下という基準が定められています。 除染
	却炉において当市の可燃性廃棄物の受け入れを検討し	に伴い生じた廃棄物は、通常放射能濃度が 8,000Bq/kg
	て欲しい。もしくは、除染による可燃性廃棄物について、	以下と考えられ、特定一般廃棄物または特定産業廃棄
	早急に国において責任を持って処理を行って欲しい。	物として、廃棄物処理法に基づき、従来と同様の処理
	・除染に伴う可燃性廃棄物等の処理を促進する必要があ	方法による処理が可能です。
	る。	○ なお、8,000Bq/kg 以下の除染廃棄物の焼却処理等を
	・現時点で除染に伴う廃棄物は,現場保管となっている	行う場合については、特措法において、特定一般廃棄
	が,可燃物について焼却処理ができるよう国が明確な基	物・特定産業廃棄物としての入念的な維持管理基準等
	準や指示を出してほしい。	(排ガス及び排水中の放射性セシウムの濃度測定等)
		が定められています。
	・特定一般廃棄物において、除染作業時における収集運	○ 除染実施区域における除染廃棄物については、廃棄
	搬の取り扱いと、仮置場設置後の搬出における収集運搬	物処理法に基づき、生活環境の保全上、適切な収集運
	の取り扱いが不明確であり、特定一般廃棄物においては、	搬を行わなければならないこととされています。
	除染作業時と同様な取り扱いとなれば、効率的・効果的	○ 一方、除染廃棄物を含む除去土壌等の仮置場までの
	な実務対応が可能であるため法的な整理を検討願いた	集約については、土壌等の除染と一体的に行うもので
	V'o	あることから、土壌等の除染等の措置の一部であると
		整理しているところです。

	・除去土壌以外の除染廃棄物について、廃掃法で禁止さ	○ 一般廃棄物の処理については、市町村の処理責任が
	れている収集・運搬業の二次下請け以降を認めてほしい。	不明確になり、不適正処理につながるおそれがあるこ
		とから、廃棄物処理法上、再委託は禁止されています。
		また、産業廃棄物の処理についても、排出事業者の処
		理責任の所在が不明確になり、不適正処理につながる
		おそれがあることから、再委託は原則禁止されている
		ところです。
		○ 除染廃棄物の収集運搬について、二次下請以降の委 ※ (悪・柔軟) な 悪性 いける は、
		託(再々委託)を可能とすると、前述の処理責任が不
		明確になることから、二次下請以降の委託を認めるこ
		とは困難です。
7. 自治体職員への		
支援	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する相談や苦情、	議や通知等により 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理の
	関係機関との調整など、職員が受ける影響や負担は甚大	安全性の周知を図ってまいりました。今後も、こうし
	である。この救済措置を考えていただきたい。	た取組を通じ、関係者の理解が得られるよう、一層努
		力してまいります。
8. その他	・東京電力に対し、保管及び処分等に要する費用の賠償	○ 賠償については、上記に記載の通り、各主体が個別
	について誠実な対応を行うよう指導していただきたい。	に実施するものと整理しているところですが、必要に
		応じて適切に対応を検討してまいります。
	・これまでの放射性物質や廃棄物処理に関する正確な知	○ 調査研究・技術開発については、環境省において、
	識の普及に加え、国において、汚染廃棄物の減容化技術、	汚染廃棄物処理も含めた新技術の実証試験を行い、そ
	焼却灰からの放射性物質の分離技術等の研究開発の充実	の有効性を評価・公表する、「除染・減容等技術実証事
	と実用化をお願いしたい。	業」等を行ってきたところであり、当該結果等を踏ま
	・最終処分場における放流水等において,放射性セシウ	え、適切に対応をしていきます。
	 ムの濃度が高い場合には,ゼオライトに吸着させること	○ また、特措法の適正な運用に必要な情報提供の充実
	で改善が図られるとの対策事例がガイドラインに掲載さ	については、ご意見も踏まえ、検討してまいります。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

れていたが、セシウムを吸着したゼオライトそのものを どのように処分すればよいのかについては記載がなかっ た。また、最終処分場の覆土についても同様で、覆土用 として適切な土質についての情報があったものの、覆土 に適した土砂がどこにあり、どこで購入すればよいのか 情報提供はなく、応急的な対応がメインとなり、法律施 行に伴うフォロー的な情報提供が不足しているように思 える。